

令和8年6月3日招集

第2回大子町議会定例会議案

大 子 町

付 議 事 件 目 録

議案 番号	事 件 名	摘 要		
		提出月日	議決月日	備 考
報告 2	令和7年度大子町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	6月 3日	6月 日	
報告 3	令和7年度大子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃		
報告 4	令和7年度大子町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃		
議案 35	大子町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	〃		
議案 36	大子町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	〃		
議案 37	大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	〃		
議案 38	大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	〃		
議案 39	令和7年度大子町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて	〃		
議案 40	令和7年度大子町水道事業会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて	〃		
議案 41	大子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	〃		
議案 42	大子町レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃		

議案 43	し尿収集車の取得について	〃		
議案 44	小型動力ポンプ付積載車の取得について	〃		
議案 45	財産の無償譲渡について	〃		
議案 46	町道路線の認定について	〃		
議案 47	町道路線の廃止について	〃		
議案 48	大子町防災対応型観光交流施設の指定管理者の指定について	〃		
議案 49	大子町教育委員会委員の任命について	〃		
議案 50	大子町監査委員の選任について	〃		
議案 51	大子町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃		
議案 52	令和8年度大子町一般会計補正予算（第1号）	〃		
議案 53	令和8年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃		
議案 54	令和8年度大子町介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃		
議案 55	令和8年度大子町水道事業会計補正予算（第1号）	〃		

報告第2号

令和7年度大子町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

令和7年度大子町一般会計予算継続費について、別紙のとおり令和8年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、町議会に報告する。

令和8年6月3日 報 告

大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日

令和7年度大子町一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	事業費 の総額	令和7年度継続費 予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計					特 定 財 源		
											国庫支出金	地方債	その他
2	総務費	1 総務管理費 (仮称) まちなか 防災スクウェア整 備事業	1,239,490,000	493,160,000	0	493,160,000	395,688,650	97,471,350	97,471,350	97,471,350	0	0	0
6	商工費	1 商工費 耐震性貯水槽整備 工事	89,595,000	35,838,000	0	35,838,000	34,620,000	1,218,000	1,218,000	1,218,000	0	0	0
6	商工費	1 商工費 観光交流施設整備 事業	1,423,400,000	563,640,000	0	563,640,000	551,030,000	12,610,000	12,610,000	12,610,000	0	0	0
7	土木費	4 都市計画費 中心市街地管渠及 び回遊散策路整備 工事	113,333,000	45,334,000	0	45,334,000	42,810,000	2,524,000	2,524,000	2,524,000	0	0	0
合 計			2,865,818,000	1,137,972,000	0	1,137,972,000	1,024,148,650	113,823,350	113,823,350	113,823,350	0	0	0

報告第3号

令和7年度大子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度大子町一般会計予算繰越明許費について、別紙のとおり令和8年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、町議会に報告する。

令和8年6月3日 報 告

大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日

令和7年度大子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2	総務費	1 総務管理費	損害賠償請求業務	835,000	835,000	0	0	835,000
2	総務費	1 総務管理費	地域経済循環創造事業補助金	35,000,000	35,000,000	0	23,333,000	11,667,000
2	総務費	1 総務管理費	マスコットキャラクター着ぐるみ制作業務	1,300,000	1,298,000	0	640,000	658,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍・戸籍附票標準準拠システム移行業務	3,036,000	3,036,000	0	3,036,000	0
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修業務	1,848,000	1,848,000	0	1,848,000	0
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム改修業務	1,078,000	1,078,000	0	1,078,000	0
3	民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策生活支援給付金	14,330,000	8,354,127	0	8,331,000	23,127
3	民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当	171,000	127,000	0	127,000	0
4	衛生費	1 保健衛生費	保健センターエアコン更改工事	14,000,000	14,000,000	0	14,000,000	0
4	衛生費	1 保健衛生費	低濃度PCB廃棄物処分業務	2,572,000	2,572,000	0	0	2,572,000
4	衛生費	3 上水道費	水道事業会計繰出金	21,300,000	21,300,000	0	21,300,000	0
6	商工費	1 商工費	道の駅北側敷地整備工事	10,530,000	10,530,000	0	6,453,000	4,077,000
7	土木費	2 道路橋りょう費	道路改良工事	12,408,000	12,408,000	0	12,399,000	9,000
7	土木費	4 都市計画費	水路整備工事	2,992,000	2,992,000	0	2,900,000	92,000
8	消防費	1 消防費	茨城県防災情報通信設備更新負担金	27,600,000	27,600,000	0	23,200,000	4,400,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 消防費	1 消防費	避難所環境改善推進事業	23,721,000	23,721,000	0	11,860,000	11,861,000
8 消防費	1 消防費	消防ポンプ車購入費	25,465,000	25,465,000	0	25,200,000	265,000
8 消防費	1 消防費	道の駅調整池ポンプ設備修繕負担金	17,160,000	17,160,000	0	0	17,160,000
合 計			215,346,000	209,324,127	0	155,705,000	53,619,127

報告第4号

令和7年度大子町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度大子町水道事業会計予算について、別紙のとおり令和8年度に繰り越したの
で、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、町議会
に報告する。

令和8年6月3日 報 告

大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日

令和7年度大子町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 営業設備費	池田地区送水管移設工事	46,816,000	0	46,816,000	39,700,000	0	0	7,116,000	0	0	県施工の国道改修事業の進捗に合わせ発注時期を調整したため。
		上岡橋配水管移設工事	55,000,000	0	55,000,000	27,200,000	0	0	27,800,000	0	0	県施工の国道改修事業の進捗に合わせ発注時期を調整したため。
	2 上水道建設改良費	袋田大塩踏切推進管布設替工事	35,277,000	0	35,277,000	25,800,000	0	0	9,477,000	0	0	推進工事が難航しており、年度内事業完了が困難となったため。
		老朽管布設替工事	68,059,000	0	68,059,000	21,300,000	21,333,000	21,300,000	4,126,000	0	0	国の補正予算に合わせて前倒した事業について、令和8年度に実施するため。
		アセットマネジメント計画策定業務	14,000,000	0	14,000,000	0	5,333,000	0	8,667,000	0	0	国の補正予算に合わせて前倒した事業について、令和8年度に実施するため。
合 計			219,152,000	0	219,152,000	114,000,000	26,666,000	21,300,000	57,186,000	0	0	

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

議案第35号

大子町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月3日 提出

大子町長 高梨哲彦

令和8年6月 日 認

専決処分により制定した太子町税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

太子町長 高 梨 哲 彦

太子町条例第11号

太子町税条例の一部を改正する条例

太子町税条例（昭和32年太子町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に、「この限りではない」を「この限りでない」改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900円以下であるものに限る。）の自己と

生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けなければならない当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」

を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」

を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同項に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」

を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」

を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を徐く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大子町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大子町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の大子町税条例附則第7条の3第1項及び第2

項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の大子町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の

個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(大子町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 大子町税条例の一部を改正する条例（平成26年大子町税条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

第6条 大子町税条例の一部を改正する条例（令和6年大子町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項の改正規定を削る。

議案第36号

大子町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、その承認を求め
る。

令和8年6月3日 提出

大子町長 高梨哲彦

令和8年6月 日 認

専決処分により制定した大子町介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

大子町長 高 梨 哲 彦

大子町条例第13号

大子町介護保険条例の一部を改正する条例

大子町介護保険条例（平成12年大子町条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第11条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 37 号

大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを町議会に報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 3 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 6 月 日 認

専決処分により制定した大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

大子町長 高 梨 哲 彦

大子町条例第12号

大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大子町国民健康保険税条例（昭和33年大子町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「及び」を「、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

1, 120円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

第23条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等

割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について800円
オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被
保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1
人について50円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税の被保険者均等割
額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について320円
オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被
保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1
人について20円

第23条第2項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割
額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 240円
 - イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 400円
 - ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 640円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」
の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額
に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均
等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額
（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険
者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度
に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上
被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳
以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、

その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額する者とした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項においては同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大子町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第38号

大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、その承認を求め
る。

令和8年6月3日 提出

大子町長 高梨哲彦

令和8年6月 日 認

専決処分により制定した太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

太子町長 高 梨 哲 彦

太子町条例第14号

太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年太子町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「事業に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第39号

令和7年度大子町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを町議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月3日 提出

大子町長 高梨哲彦

令和8年6月 日 認

別 紙

令和7年度大子町一般会計補正予算（第12号）

令和7年度大子町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,709千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,817,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月31日 専 決

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		233,000	392	233,392
	1 地方揮発油譲与税	26,000	232	26,232
	2 自動車重量譲与税	87,000	160	87,160
3 利子割交付金		1,251	1,137	2,388
	1 利子割交付金	1,251	1,137	2,388
4 配当割交付金		8,731	3,731	12,462
	1 配当割交付金	8,731	3,731	12,462
5 株式等譲渡所得割交付金		14,062	5,250	19,312
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,062	5,250	19,312
6 法人事業税交付金		38,642	1,025	39,667
	1 法人事業税交付金	38,642	1,025	39,667
7 地方消費税交付金		401,294	26,899	428,193
	1 地方消費税交付金	401,294	26,899	428,193
8 ゴルフ場利用税交付金		6,000	1,768	4,232
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,000	1,768	4,232
10 環境性能割交付金		12,000	2,445	14,445
	1 環境性能割交付金	12,000	2,445	14,445
11 地方特例交付金		4,400	359	4,759
	1 地方特例交付金	4,400	242	4,158
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	0	601	601
12 地方交付税		4,348,898	106,295	4,455,193
	1 地方交付税	4,348,898	106,295	4,455,193
13 交通安全対策特別交付金		1,200	95	1,295
	1 交通安全対策特別交付金	1,200	95	1,295
21 繰越金		895,462	40,837	854,625

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金	1 繰越金	895,462	40,837	854,625
22 諸収入		134,250	1,468	135,718
	5 雑入	118,579	1,468	120,047
23 町債		1,126,800	136,200	990,600
	1 町債	1,126,800	136,200	990,600
歳入	合計	12,847,192	29,709	12,817,483

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,534,133	0	2,534,133
	1 総務管理費	2,190,336	0	2,190,336
3 民生費		3,022,466	32,640	2,989,826
	1 社会福祉費	2,400,627	32,640	2,367,987
4 衛生費		982,731	0	982,731
	2 清掃費	578,952	0	578,952
5 農林水産業費		509,750	0	509,750
	1 農業費	349,888	0	349,888
	2 林業費	159,862	0	159,862
6 商工費		1,075,573	0	1,075,573
	1 商工費	1,075,573	0	1,075,573
7 土木費		1,114,939	1,463	1,116,402
	2 道路橋りょう費	394,072	1,463	395,535
	3 河川費	18,612	0	18,612
	4 都市計画費	527,737	0	527,737
8 消防費		614,222	1,468	615,690
	1 消防費	614,222	1,468	615,690
9 教育費		1,017,410	0	1,017,410
	1 教育総務費	248,381	0	248,381
	2 小学校費	120,221	0	120,221
	3 中学校費	193,852	0	193,852
	6 保健体育費	217,612	0	217,612
歳出	合計	12,847,192	29,709	12,817,483

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	低濃度PCB廃棄物処分業務	2,572 <small>千円</small>

第3表 債務負担行為補正

廃止

事 項	期 間	限 度 額
1 USBドングル通信料	令和8年度から令和10年度まで	1,930 千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		備考
	補正前	補正後	
	千円	千円	
過疎対策事業債	888,300	781,400	起債の方法、利率、償還方法は変更なし
緊急防災・減災事業債	70,700	58,000	
公共事業等債	63,400	55,800	
緊急自然災害防止対策事業債	77,300	68,300	

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	233,000	392	233,392
3 利子割交付金	1,251	1,137	2,388
4 配当割交付金	8,731	3,731	12,462
5 株式等譲渡所得割交付金	14,062	5,250	19,312
6 法人事業税交付金	38,642	1,025	39,667
7 地方消費税交付金	401,294	26,899	428,193
8 ゴルフ場利用税交付金	6,000	1,768	4,232
10 環境性能割交付金	12,000	2,445	14,445
11 地方特例交付金	4,400	359	4,759
12 地方交付税	4,348,898	106,295	4,455,193
13 交通安全対策特別交付金	1,200	95	1,295
21 繰越金	895,462	40,837	854,625
22 諸収入	134,250	1,468	135,718
23 町債	1,126,800	136,200	990,600
歳入合計	12,847,192	29,709	12,817,483

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,534,133	0	2,534,133		56,300		56,300
3 民生費	3,022,466	32,640	2,989,826				32,640
4 衛生費	982,731	0	982,731		1,400		1,400
5 農林水産業費	509,750	0	509,750		500		500
6 商工費	1,075,573	0	1,075,573		45,700		45,700
7 土木費	1,114,939	1,463	1,116,402		16,600		18,063
8 消防費	614,222	1,468	615,690		4,900	1,468	4,900
9 教育費	1,017,410	0	1,017,410		10,800		10,800
歳 出 合 計	12,847,192	29,709	12,817,483		136,200	1,468	105,023

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	26,000	232	26,232	1 地方揮発油譲与税	232	地方揮発油譲与税 232
計	26,000	232	26,232			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	87,000	160	87,160	1 自動車重量譲与税	160	自動車重量譲与税 160
計	87,000	160	87,160			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	1,251	1,137	2,388	1 利子割交付金	1,137	利子割交付金 1,137
計	1,251	1,137	2,388			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	8,731	3,731	12,462	1 配当割交付金	3,731	配当割交付金 3,731
計	8,731	3,731	12,462			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	14,062	5,250	19,312	1 株式等譲渡所得割交付金	5,250	株式等譲渡所得割交付金 5,250
計	14,062	5,250	19,312			

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	38,642	1,025	39,667	1 法人事業税交付金	1,025	法人事業税交付金 1,025
計	38,642	1,025	39,667			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	401,294	26,899	428,193	1 地方消費税交付金	26,899	地方消費税交付金 地方消費税交付金(社会保障財源分)
						11,505 15,394
計	401,294	26,899	428,193			

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1 ゴルフ場利用税交付金	6,000	1,768	4,232	1 ゴルフ場利用税交付金	1,768	ゴルフ場利用税交付金
計	6,000	1,768	4,232			1,768

(款) 10 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	12,000	2,445	14,445	1 環境性能割交付金	2,445	環境性能割交付金
計	12,000	2,445	14,445			2,445

(款) 11 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1 地方特例交付金	4,400	242	4,158	1 地方特例交付金	242	地方特例交付金
計	4,400	242	4,158			242

(款) 11 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	601	601	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	601	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金
計	0	601	601			601

(款) 12 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	4,348,898	106,295	4,455,193	1 地方交付税	106,295	特別交付税 震災復興特別交付税	106,085 210
計	4,348,898	106,295	4,455,193				

(款) 13 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	1,200	95	1,295	1 交通安全対策特別交付金	95	交通安全対策特別交付金	95
計	1,200	95	1,295				

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	895,462	40,837	854,625	1 繰越金	40,837	前年度繰越金	40,837
計	895,462	40,837	854,625				

(款) 22 諸収入

(項) 5 雑入

4 雑入	101,574	1,468	103,042	1 消防団員退職報償金交付金	1,468	消防団員退職報償金	1,468
計	118,579	1,468	120,047				

(款) 23 町債

(項) 1 町債

2 過疎対策事業債	888,300	106,900	781,400	1 過疎対策事業債	106,900	都市再生整備計画事業 県単林道整備事業 小中学校施設整備事業 清掃運搬施設等整備事業 再生可能エネルギー発電設備整備事業	99,100 400 3,000 1,400 3,000
3 緊急防災・減災事業債	70,700	12,700	58,000	1 緊急防災・減災事業債	12,700	ホース吊下柱・モーターサイレン設置及び火の見櫓撤去工事 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金 全国瞬時警報システム用CSアンテナ設置事業	100 100 100

(款) 23 町債

(項) 1 町債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						生瀬小高圧施設更新工事 5,300 だいが小学校電源改修工事 2,500 茨城県防災情報通信設備更新事業 4,400 全国瞬時警報システム受信機更新業務 200
4 公共事業等債	63,400	7,600	55,800	1 公共事業等債	7,600	公共事業等債(都市計画費事業) 7,600
5 緊急自然災害防止 対策事業債	77,300	9,000	68,300	1 緊急自然災害防止 対策事業債	9,000	緊急自然災害防止対策事業(都市計画費事業) 8,100 緊急自然災害防止対策事業(河川管理事業) 800 緊急自然災害防止対策事業(農業水利防災) 100
計	1,126,800	136,200	990,600			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6財産管理費	377,855	0	377,855		3,000		3,000			
17都市再生整備計画事業費	494,493	0	494,493		53,300		53,300			
計	2,190,336	0	2,190,336		56,300		56,300			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2高齢者福祉対策費	630,513	32,640	597,873				32,640	12 委託料	640	委託料 生活管理指導短期宿泊事業	640 640
								19 扶助費	32,000	扶助費 養護老人ホーム入所者措置費 扶助	32,000 32,000
計	2,400,627	32,640	2,367,987				32,640				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

2塵芥処理費	199,381	0	199,381		1,000		1,000			
3し尿処理費	177,660	0	177,660		400		400			
計	578,952	0	578,952		1,400		1,400			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

8土地改良	71,412	0	71,412		100		100			
-------	--------	---	--------	--	-----	--	-----	--	--	--

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
費										
計	349,888	0	349,888		100		100			

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

5 林道開設改良事業費	8,932	0	8,932		400		400		
計	159,862	0	159,862		400		400		

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

3 観光費	887,906	0	887,906		45,700		45,700		
計	1,075,573	0	1,075,573		45,700		45,700		

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

2 道路維持費	93,067	1,463	94,530				1,463	12 委託料	1,463	委託料 除雪作業業務	1,463 1,463
計	394,072	1,463	395,535				1,463				

(款) 7 土木費

(項) 3 河川費

1 河川管理費	18,612	0	18,612		800		800				
計	18,612	0	18,612		800		800				

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

2公共下水道費	158,797	0	158,797		15,800		15,800			
計	527,737	0	527,737		15,800		15,800			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1常備消防費	390,069	0	390,069		100		100			
2非常備消防費	58,090	1,468	59,558			1,468		7報償費	1,468	謝金 消防団員退職報償金 1,468 1,468
3消防施設費	46,758	0	46,758		100		100			
5災害対策費	97,140	0	97,140		4,700		4,700			
計	614,222	1,468	615,690		4,900	1,468	4,900			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	165,457	0	165,457		2,200		2,200			
計	248,381	0	248,381		2,200		2,200			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	71,359	0	71,359		8,300		8,300			
計	120,221	0	120,221		8,300		8,300			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理	30,182	0	30,182		200		200			
-------	--------	---	--------	--	-----	--	-----	--	--	--

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
費										
計	193,852	0	193,852		200		200			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

2学校給食 センター 費	186,483	0	186,483		100		100		
計	217,612	0	217,612		100		100		

議案第40号

令和7年度太子町水道事業会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めること
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを町議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月3日 提 出

太子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日 認

別 紙

令和7年度大子町水道事業会計補正予算（第7号）

（ 総則 ）

第1条 令和7年度大子町水道事業会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度大子町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
（4）建設改良事業	1 1 1, 4 9 3千円	2 3, 4 7 7千円	1 3 4, 9 7 0千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費	5 6 0, 4 7 8千円	△1 4, 0 0 0千円	5 4 6, 4 7 8千円
第1項 営業費用	5 3 8, 6 5 1千円	△1 4, 0 0 0千円	5 2 4, 6 5 1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	319,459千円	23,477千円	342,936千円
第2項 上水道建設改良費	111,493千円	23,477千円	134,970千円

令和 8 年 3 月 31 日 専 決

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和7年度大子町水道事業会計補正予算実施計画(第7号)
収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業費			560,478	△ 14,000	546,478	
	1 営業費用		538,651	△ 14,000	524,651	
		3 総係費		106,365	△ 14,000	92,365

令和7年度太子町水道事業会計補正予算実施計画(第7号)

資本的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的支出			319,459	23,477	342,936	
	2 上水道建設改良費		111,493	23,477	134,970	
		1 上水道建設改良費	111,493	23,477	134,970	

令和7年度大子町水道事業会計補正予算説明書(第7号)

収益的支出

支出

(単位：千円)

款 項	目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 水道事業費		560,478	△ 14,000	546,478			
1 営業費用		538,651	△ 14,000	524,651			
	3 総係費	106,365	△ 14,000	92,365	委託料	△ 14,000	アセットマネジメント計画策定業務 △ 14,000

令和7年度大子町水道事業会計補正予算説明書(第7号)

資本的支出

支出

(単位：千円)

款 項	目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明	
					区 分	金 額		
1	資本的支出	319,459	23,477	342,936				
2	上水道建設改良費	111,493	23,477	134,970				
	1 上水道建設改良費	111,493	23,477	134,970	委託料	14,000	アセットマネジメント計画策定業務	14,000
					送、配水設備費	9,477	袋田大塩踏切推進管布設替工事	9,477

議案第 4 1 号

大子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年大子町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 町長の項を次のように改める。

3 削除	
------	--

別表第 1 の 2 3 町長の項を次のように改める。

2 3 削除	
--------	--

別表第 1 に次のように加える。

2 5 町長	大子町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成 2 5 年大子町告示第 2 6 号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 6 町長	大子町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（令和 2 年大子町告示第 2 9 号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 3 町長の項を次のように改める。

3 削除		
------	--	--

別表第 2 の 5 町長の項中「地方税関係情報」を「住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 7 条の規定による住民票の記載事項（以下「住民票関係情報」という。）又は地方税関係情報」に改め、同表 9 町長の項、1 0 町長の項及び 1 7 町長の項中「地方税関係情報」を「住民票関係情報又は地方税関係情報」に改め、同表 1 8 町長の項中「住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 7 条の規定による住民票の記載事項（以下「住民票関係情報」という。）」を「住民票関係情報又は地方税関係情報」に改め、同表 2 1 町長の項を次のように改める。

2 1 削除		
--------	--	--

別表第 2 に次のように加える。

2 3 町長	大子町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 4 町長	大子町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 3 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 6 月 日 決

議案第42号

大子町レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大子町レンタサイクルの設置及び管理に関する条例（令和2年大子町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次表のとおりとする」を「町規則で定める」に改め、同項の表を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月3日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日 決

議案第 4 3 号

し尿収集車の取得について

し尿収集車を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年大子町条例第 1 0 号）第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

- 1 取得の目的 し尿収集車の購入
- 2 車種・数量 日野デュトロ 1 台
- 3 取得の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1 1, 1 9 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）
- 5 契約の相手方 茨城県久慈郡大子町大字川山 1 0 4 7 番地
有限会社ア리카ワオートショップ
代表取締役 有 川 貢

令和 8 年 6 月 3 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 6 月 日 決

【参考資料】

- 1 物品名 し尿収集車
- 2 納品場所 大子町衛生センター

3 経緯

- (1) 入札公告日 令和 8 年 4 月 9 日
- (2) 入札年月日 令和 8 年 4 月 28 日
- (3) 入札参加者

単位：円（消費税を含む。）

入札参加業者	入札金額（1回）	備考
(有) アリカワオートショップ	11,190,000	落札
柳下工業（有）	11,200,000	
(株) 益子自動車	11,210,000	
大子自動車工業	11,300,000	

- 4 仮契約年月日 令和 8 年 4 月 28 日
- 5 納期 自 議会議決の日
至 令和 9 年 3 月 31 日

議案第44号

小型動力ポンプ付積載車の取得について

大子町消防団で使用する小型動力ポンプ付積載車を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大子町条例第10号）第3条の規定により、町議会の議決を求める。

- 1 取得の目的 小型動力ポンプ付積載車の購入
- 2 車種・数量 トヨタ ダイナ 1台
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 14,888,720円（消費税を含む。）
- 5 契約の相手方 茨城県久慈郡大子町大字池田545番地1
石井ホンダ販売
代表 石井義雄

令和8年6月3日 提出

大子町長 高梨哲彦

令和8年6月 日 決

【参考資料】

1 物 品 名 小型動力ポンプ付積載車

2 納 品 場 所 大子町消防本部（第7分団第4部）

3 経 緯

(1) 入札公告日 令和8年5月1日

(2) 入札年月日 令和8年5月22日

(3) 入札参加者

単位:円(消費税を含む。)

入札参加業者	入札金額(1回)	備 考
石井ホンダ販売	14,888,720	落札
(株)益子自動車	14,910,720	

4 仮契約年月日 令和8年5月22日

5 納 期 自 議会議決の日

至 令和9年3月30日

議案第45号

財産の無償譲渡について

財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求める。

1 無償譲渡財産

土地

所在地	地目	面積（㎡）
大子町大字矢田字花掛1634番	宅地	70.12
大子町大字矢田字花掛1635番	宅地	129.16
大子町大字矢田字花掛1636番	宅地	68.65
大子町大字矢田字花掛1637番	宅地	88.41
大子町大字矢田字花掛1638番	宅地	80.56

2 無償譲渡の相手方

無償譲渡財産の隣接地相続人又は所有者及び家屋所有者

3 無償譲渡日

議決後、速やかに無償譲渡契約を締結

令和8年6月3日 提出

大子町長 高梨哲彦

令和8年6月 日 決

議案第 4 6 号

町道路線の認定について

次のとおり大子町町道を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

認定する路線

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
町道 2 2 5 号線	大子町大字袋田字向川原 1 9 7 6 番 7	南田気橋
	大子町大字南田気字内久根 4 8 2 番	
町道 3 4 8 3 号線	大子町大字南田気字橋元 3 7 2 番 3	
	大子町大字南田気字橋元 3 5 1 番 1	
町道 3 4 8 4 号線	大子町大字袋田字向川原 1 9 7 7 番 1 0	
	大子町大字袋田字向川原 1 9 7 7 番 1 1	
町道 3 4 8 5 号線	大子町大字南田気字橋元 3 2 4 番 1	
	大子町大字南田気字一向地 3 0 6 番 6	
町道 1 1 9 号線	大子町大字袋田字中津原 2 0 6 8 番 1	
	大子町大字下津原字家ノ前 3 3 9 番	
町道 3 4 8 6 号線	大子町大字下津原字榎町 4 6 5 番	
	大子町大字下津原字坪 5 4 7 番	
町道 5 2 4 1 号線	大子町大字頃藤字細内河原 3 4 8 1 番 4	
	大子町大字頃藤字細内河原 3 4 6 3 番 1	
町道 3 4 8 7 号線	大子町大字池田字下松沼 2 7 8 7 番 4	
	大子町大字池田字下松沼 2 8 2 8 番 1	
町道 3 4 8 8 号線	大子町大字池田字下松沼 2 7 8 5 番 1	
	大子町大字池田字下松沼 2 7 8 4 番 4	
町道 4 2 8 6 号線	大子町大字小生瀬字西原 4 0 1 3 番 3	蛇木橋
	大子町大字小生瀬字根本 7 7 番 1	

	以 下 余 白	
--	---------	--

令和 8 年 6 月 3 日 提 出

太子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 6 月 日 決

議案第 47 号

町道路線の廃止について

次のとおり大子町町道を廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

廃止する路線

路線名	起	点	重要な経過地
	終	点	
町道 201 号線	大子町大字袋田字向川原 1976 番 4 他 2 筆		南田気橋
	大子町大字南田気字内久根 482 番		
町道 3332 号線	大子町大字南田気字橋元 376 番 3		
	大子町大字南田気字橋元 351 番 1		
町道 3467 号線	大子町大字袋田字向川原 1977 番 10		
	大子町大字袋田字向川原 1977 番 7		
町道 104 号線	大子町大字袋田字中津原 2068 番 2		
	大子町大字下津原字家ノ前 352 番		
町道 3346 号線	大子町大字下津原字榎町 465 番		
	大子町大字下津原字川畑 684 番		
町道 3436 号線	大子町大字下津原字家ノ前 352 番 4		
	大子町大字下津原字家ノ前 352 番 4		
町道 3177 号線	大子町大字矢田字岩花 484 番 1		
	大子町大字矢田字稻荷森 467 番 1		
町道 3403 号線	大子町大字矢田字小屋向 384 番 1		
	大子町大字矢田字小屋向 413 番		
町道 3272 号線	大子町大字池田字下松沼 2785 番 3		
	大子町大字池田字下松沼 2784 番		
町道 3273 号線	大子町大字池田字下松沼 2801 番 3		
	大子町大字池田字下松沼 2828 番 1		

	以 下 余 白	
--	---------	--

令和 8 年 6 月 3 日 提 出

太子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 6 月 日 決

議案第48号

大子町防災対応型観光交流施設の指定管理者の指定について

大子町防災対応型観光交流施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、町議会の議決を求めらる。

1 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大子町大字池田2830番地の1
- (2) 名称 一般社団法人大子町振興公社
- (3) 代表者 理事長 高梨哲彦

2 指定する期間

令和8年8月1日から令和11年3月31日まで

令和8年6月3日 提 出

大子町長 高梨哲彦

令和8年6月 日 決

議案第50号

大子町監査委員の選任について

町議会議員のうちから選任する大子町監査委員として次の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、町議会の同意を求めらる。

住 所	████████████████████
氏 名	菊 池 靖 一
生 年 月 日	██████████

令和8年6月3日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日 同 意

議案第52号

令和8年度大子町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度大子町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,252千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,412,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月3日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,656,786	14,383	1,671,169
	2 国庫補助金	1,141,284	13,943	1,155,227
	3 委託金	4,635	440	5,075
20 繰越金		425,669	39,907	465,576
	1 繰越金	425,669	39,907	465,576
21 諸収入		130,087	362	130,449
	5 雑入	112,757	362	113,119
22 町債		1,136,900	57,600	1,194,500
	1 町債	1,136,900	57,600	1,194,500
歳	入 合 計	12,300,000	112,252	12,412,252

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,526,091	30,316	2,556,407
	1 総務管理費	2,251,637	29,986	2,281,623
	2 徴税費	132,033	264	132,297
	3 戸籍住民基本台帳費	92,011	66	92,077
3 民生費		2,542,860	3,120	2,545,980
	1 社会福祉費	1,956,947	1,262	1,958,209
	2 児童福祉費	585,666	1,858	587,524
4 衛生費		963,615	3,122	966,737
	1 保健衛生費	290,915	3,111	294,026
	2 清掃費	628,956	11	628,967
5 農林水産業費		504,804	4,564	509,368
	1 農業費	342,590	4,564	347,154
6 商工費		1,553,756	57,198	1,610,954
	1 商工費	1,553,756	57,198	1,610,954
7 土木費		995,795	11,561	1,007,356
	2 道路橋りょう費	331,004	11,561	342,565
8 消防費		596,779	1,374	598,153
	1 消防費	596,779	1,374	598,153
9 教育費		1,027,825	997	1,028,822
	1 教育総務費	235,806	897	236,703
	3 中学校費	222,164	0	222,164
	4 幼稚園費	42,798	0	42,798
	5 社会教育費	195,261	0	195,261
	6 保健体育費	221,275	100	221,375
歳 出	合 計	12,300,000	112,252	12,412,252

第2表 継続費補正

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 商工費	1 商工費	町営宿泊施設やみぞ駐車場拡張事業	千円 107,486	令和 8 年度	千円 44,286
				令和 9 年度	63,200

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		備考
	補正前	補正後	
	千円	千円	
過疎対策事業債	913,000	949,600	起債の方法、利率、償還方法は変更なし
緊急防災・減災事業債	82,600	95,400	
緊急自然災害防止対策事業債	84,800	123,400	
脱炭素化推進事業債	12,500	14,000	
公共施設等適正管理推進事業債	41,500	9,600	

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,656,786	14,383	1,671,169
20 繰越金	425,669	39,907	465,576
21 諸収入	130,087	362	130,449
22 町債	1,136,900	57,600	1,194,500
歳入合計	12,300,000	112,252	12,412,252

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,526,091	30,316	2,556,407	9,819	15,800	264	4,433
3 民生費	2,542,860	3,120	2,545,980	440	200		2,480
4 衛生費	963,615	3,122	966,737				3,122
5 農林水産業費	504,804	4,564	509,368		3,100		1,464
6 商工費	1,553,756	57,198	1,610,954	688	20,100	98	37,688
7 土木費	995,795	11,561	1,007,356	4,812	12,500		5,751
8 消防費	596,779	1,374	598,153		250		1,124
9 教育費	1,027,825	997	1,028,822		5,650		4,653
歳 出 合 計	12,300,000	112,252	12,412,252	14,383	57,600	362	39,907

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 総務費国庫補助金	990,467	9,131	999,598	1 総務管理費補助金	9,131	都市構造再編集中支援事業費補助金 個人番号カード交付事務費補助金 地域未来交付金 (地域未来推進型)	9,753 66 688
6 土木費国庫補助金	79,562	4,812	84,374	1 道路橋りょう費補助金	4,812	防災・安全交付金	4,812
計	1,141,284	13,943	1,155,227				

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 委託金

2 民生費委託金	4,416	440	4,856	1 社会福祉費委託金	440	基礎年金事務委託金	440
計	4,635	440	5,075				

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	425,669	39,907	465,576	1 繰越金	39,907	前年度繰越金	39,907
計	425,669	39,907	465,576				

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

4 雑入	96,752	362	97,114	4 雑入	362	観光交流施設イベント収入 店舗転貸借料	98 264
計	112,757	362	113,119				

(款) 22 町債

(項) 1 町債

1 過疎対策事業債	913,000	36,600	949,600	1 過疎対策事業債	36,600	都市再生整備計画事業 町道整備事業 防災・安全交付金事業 道路メンテナンス事業 小中学校施設整備事業	15,100 9,600 2,300 2,200 13,300
-----------	---------	--------	---------	-----------	--------	--	---

(款) 22 町債

(項) 1 町債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						観光施設整備事業 44,900 福祉施設整備事業 300 過疎地域自立促進特別事業分 5,700
2 緊急防災・減災事業債	82,600	12,800	95,400	1 緊急防災・減災事業債	12,800	消防ポンプ車更新 100 コミュニティセンター施設整備事業 1,600 いばらき消防指令センター改修実施設計委託費負担金 100 屋内運動場空調設備設計業務 13,300 太子町営研修センター研修棟空調機設置工事 900
3 緊急自然災害防止対策事業債	84,800	38,600	123,400	1 緊急自然災害防止対策事業債	38,600	緊急自然災害防止対策事業(農業水利防災) 3,100 緊急自然災害防止対策事業(道路橋りょう費事業) 35,500
4 脱炭素化推進事業債	12,500	1,500	14,000	1 脱炭素化推進事業債	1,500	公共施設等LED化事業 1,500
5 公共施設等適正管理推進事業債	41,500	31,900	9,600	1 公共施設等適正管理推進事業債	31,900	長寿命化事業 31,900
計	1,136,900	57,600	1,194,500			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	521,513	1	521,514				1	26 公課費	1	公課費 自動車重量税	1 1
3 文書広報費	71,630	0	71,630					11 役務費	2,508	通信運搬費	2,508
								12 委託料	2,508	委託料 広報等配送業務	2,508 2,508
11 地域振興費	119,802	1,940	121,742		900		1,040	10 需用費	26	消耗品費	26
								12 委託料	200	委託料 研修センター音楽室ピアノ設置業務	200 200
								14 工事請負費	994	工事請負費 大子町営研修センター研修棟空調機設置工事	994 994
								18 負担金、補助及び交付金	720	補助金 大子清流高校下宿等費用	720 720
14 企業誘致推進費	2,252	3,037	5,289				3,037	12 委託料	3,037	委託料 旧南中学校東側水路用地測量等業務	3,037 3,037
15 情報管理費	213,957	5,236	219,193		5,200		36	12 委託料	5,236	委託料 光ケーブル移設業務	5,236 5,236
17 都市再生整備計画事業費	799,017	19,772	818,789	9,753	9,700	264	55	12 委託料	1,636	委託料 常陸大子駅空き店舗改修工事 監理業務 看板製作委託業務	1,636 1,320 316

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							13 使用料及び賃借料	265	使用料及び賃借料 空き店舗活用事業賃借料	265 265
							14 工事請負費	15,499	工事請負費 常陸大子駅空き店舗改修工事	15,499 15,499
							17 備品購入費	2,372	施設用備品	2,372
計	2,251,637	29,986	2,281,623	9,753	15,800	264	4,169			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2 賦課徴収費	36,138	264	36,402				264	12 委託料	264	委託料 コンビニ交付システム特定親族特別控除対応業務	264 264
計	132,033	264	132,297				264				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	92,011	66	92,077	66				12 委託料	66	委託料 一体型・本人確認書類裏書印字システム改修業務	66 66
計	92,011	66	92,077	66							

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	955,508	313	955,821		200		113	14 工事請負費	313	工事請負費 大子福祉作業所誘導灯更新工事	313 313
-----------	---------	-----	---------	--	-----	--	-----	----------	-----	-------------------------	------------

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2 高齢者福祉対策費	522,109	509	522,618				509	27 繰出金	509	繰出金 介護保険特別会計	509 509
5 国民年金費	421	440	861	440				12 委託料	440	委託料 育児期間の保険料免除対応に伴う国民年金システム改修業務	440 440
計	1,956,947	1,262	1,958,209	440	200		622				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 保育所費	169,623	1,858	171,481				1,858	1 報酬	1,627	会計年度任用職員報酬 保育士 6人	1,627 1,627
								3 職員手当等	150	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	87 63
								8 旅費	81	費用弁償(会計年度任用職員)	81
計	585,666	1,858	587,524				1,858				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

4 環境衛生費	12,464	3,111	15,575				3,111	1 報酬	2,312	会計年度任用職員報酬 事務補助員 2人	2,312 2,312
								3 職員手当等	473	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	275 198
								8 旅費	326	費用弁償(会計年度任用職員)	326
計	290,915	3,111	294,026				3,111				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

2 塵芥処理	196,377	11	196,388				11	26 公課費	11	公課費	11
--------	---------	----	---------	--	--	--	----	--------	----	-----	----

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
費									自動車重量税 汚染負荷量賦課金	42 31
計	628,956	11	628,967				11			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	100,158	987	101,145				987	12 委託料	987	委託料 鳥獣被害対策実施隊	987 987
6 町営牧場管理運営費	18,712	429	19,141				429	10 需用費	429	修繕料	429
8 土地改良費	42,495	3,148	45,643		3,100		48	14 工事請負費	3,146	工事請負費 防災重点農業用ため池下流水路改修工事	3,146 3,146
								26 公課費	2	公課費 自動車重量税	2 2
計	342,590	4,564	347,154		3,100		1,464				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

3 観光費	1,350,512	57,198	1,407,710	688	20,100	98	37,688	12 委託料	6,220	委託料 道の駅奥久慈だいがWEST記念式典運営業務	6,220 6,220
								13 使用料及び賃借料	81	使用料及び賃借料 仮設トイレ借上料	81 81
								14 工事請負費	45,036	工事請負費	45,036

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

										町営宿泊施設福寿荘各種設備 維持修繕工事	750
										町営宿泊施設やみぞ駐車場拡 張工事	44,286
								17 備品購入費	161	観光用備品	161
								18 負担金、補助 及び交付金	5,700	補助金 町営宿泊施設福寿荘宿泊事業 再開運営費	5,700 5,700
計	1,553,756	57,198	1,610,954	688	20,100	98	37,688				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路橋り ょう総務 費	90,920	7,127	98,047	4,812	2,300		15	18 負担金、補助 及び交付金	7,127	負担金 松沼橋改築事業	7,127 7,127
2 道路維持 費	127,186	0	127,186		3,600		3,600				
3 道路新設 改良費	110,048	4,434	114,482		6,600		2,166	21 補償、補填 及び賠償金	4,434	補償金 電柱移転補償費	4,434 4,434
計	331,004	11,561	342,565	4,812	12,500		5,751				

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防 費	415,771	17	415,788		100		83	26 公課費	17	公課費 自動車重量税	17 17
3 消防施設 費	35,166	0	35,166		150		150				
5 災害対策 費	78,915	1,357	80,272				1,357	17 備品購入費	1,357	施設用備品	1,357

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	596,779	1,374	598,153		250		1,124			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

1 教育委員会費	84,335	802	85,137				802	1 報酬	675	委員報酬 いじめ問題調査委員会委員 5人	675 675
								8 旅費	127	費用弁償 普通旅費	111 16
2 事務局費	137,779	95	137,874				95	8 旅費	24	普通旅費	24
								10 需用費	45	修繕料	45
								11 役務費	19	手数料 保険料	1 18
								26 公課費	7	公課費 自動車重量税	7 7
計	235,806	897	236,703				897				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	41,860	0	41,860							
2 教育振興費	180,304	0	180,304		5,700		5,700			
計	222,164	0	222,164		5,700		5,700			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	42,798	0	42,798		50		50			
計	42,798	0	42,798		50		50			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

2 公民館費	64,724	0	64,724		100		100			
計	195,261	0	195,261		100		100			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	37,728	100	37,828				100	18 負担金、補助 及び交付金	100	負担金 水戸ホーリーホックホームタ ウン推進協議会	100 100
計	221,275	100	221,375				100				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正後	長 等	3		23,040	11,024	34,064	6,231	40,295	
	議 員	11	41,640		13,360	55,000	9,494	64,494	
	その他の特別職	1,207	52,488			52,488	1,200	53,688	
	計	1,221	94,128	23,040	24,384	141,552	16,925	158,477	
補正前	長 等	3		23,040	11,024	34,064	6,231	40,295	
	議 員	11	41,640		13,360	55,000	9,494	64,494	
	その他の特別職	1,207	51,813			51,813	1,200	53,013	
	計	1,221	93,453	23,040	24,384	140,877	16,925	157,802	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職		675			675		675	
	計		675			675		675	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(144) 221	271,011	884,662	750,780	1,906,453	350,822	2,257,275	
補 正 前	(142) 221	267,072	884,662	750,157	1,901,891	350,822	2,252,713	
比 較	(2)	3,939		623	4,562		4,562	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	20,160	23,850	30,536	14,170	49,302	12,150	3,000	2,800	450	593
	補 正 前	20,160	23,850	30,536	14,170	49,302	12,150	3,000	2,800	450	593
	比 較										
内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	239,671	197,076	36,987	116,835	3,200					
	補 正 前	239,309	196,815	36,987	116,835	3,200					
	比 較	362	261								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(11) 221		884,662	696,891	1,581,553	290,775	1,872,328	
補 正 前	(11) 221		884,662	696,891	1,581,553	290,775	1,872,328	
比 較	()							

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	20,160	23,850	30,536	14,170	49,302	12,150	3,000	2,800	450	593
	補 正 前	20,160	23,850	30,536	14,170	49,302	12,150	3,000	2,800	450	593
	比 較										
内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	208,329	174,529	36,987	116,835	3,200					
	補 正 前	208,329	174,529	36,987	116,835	3,200					
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(133)	271,011		53,889	324,900	60,047	384,947	
補 正 前	(131)	267,072		53,266	320,338	60,047	380,385	
比 較	(2)	3,939		623	4,562		4,562	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	31,342	22,547
	補 正 前	30,980	22,286
	比 較	362	261

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	その他の増減分 0		
職員手当	623	その他の増減分 623	期末手当ほか 623	

議案第53号

令和8年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度大子町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49,942千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,204,058千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月3日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰越金		60,994	49,942	11,052
	1 繰越金	60,994	49,942	11,052
歳 入	合 計	2,254,000	49,942	2,204,058

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		518,000	49,942	468,058
	1 医療給付費分	326,000	40,515	285,485
	2 後期高齢者支援金等分	130,000	2,236	132,236
	3 介護納付金分	38,000	267	37,733
	4 子ども・子育て支援金分	24,000	11,396	12,604
歳 出	合 計	2,254,000	49,942	2,204,058

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	60,994	49,942	11,052
歳入合計	2,254,000	49,942	2,204,058

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 国民健康保険事業費納付金	518,000	49,942	468,058				49,942
歳 出 合 計	2,254,000	49,942	2,204,058				49,942

2 歳 入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 繰越金	60,994	49,942	11,052	1 繰越金	49,942	前年度繰越金 49,942
計	60,994	49,942	11,052			

3 歳 出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 医療給付費分	326,000	40,515	285,485				40,515	18 負担金、補助及び交付金	40,515	納付金 一般被保険者療養給付費分	40,515 40,515
計	326,000	40,515	285,485				40,515				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 後期高齢者支援金等分	130,000	2,236	132,236				2,236	18 負担金、補助及び交付金	2,236	納付金 一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,236 2,236
計	130,000	2,236	132,236				2,236				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1 介護納付金分	38,000	267	37,733				267	18 負担金、補助及び交付金	267	納付金 介護納付金分	267 267
計	38,000	267	37,733				267				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 4 子ども・子育て支援金分

1 子ども・子育て支援金分	24,000	11,396	12,604				11,396	18 負担金、補助及び交付金	11,396	納付金 子ども・子育て支援金分	11,396 11,396
計	24,000	11,396	12,604				11,396				

議案第54号

令和8年度大子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度大子町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,373,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月3日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		598,274	264	598,538
	2 国庫補助金	227,351	264	227,615
7 繰入金		337,165	509	337,674
	1 一般会計繰入金	337,164	509	337,673
歳 入	合 計	2,372,500	773	2,373,273

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		77,046	773	77,819
	1 総務管理費	56,950	528	57,478
	2 介護認定審査会費	19,850	245	20,095
歳 出	合 計	2,372,500	773	2,373,273

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	598,274	264	598,538
7 繰入金	337,165	509	337,674
歳入合計	2,372,500	773	2,373,273

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	77,046	773	77,819	264			509
歳 出 合 計	2,372,500	773	2,373,273	264			509

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 介護保険事業費補助金	275	264	539	1 介護保険事業費補助金	264	介護保険事業費補助金 264
計	227,351	264	227,615			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

5 その他一般会計繰入金	26,029	509	26,538	2 事務費繰入金	509	事務費繰入れ 509
計	337,164	509	337,673			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	56,931	528	57,459	264			264	12 委託料	528	委託料 介護保険法改正に伴うシステム改修業務	528 528
計	56,950	528	57,478	264			264				

(款) 1 総務費

(項) 2 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	3,593	245	3,838				245	8 旅費	245	費用弁償	245
計	19,850	245	20,095				245				

議案第55号

令和8年度大子町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度大子町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和8年度大子町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 建設改良事業	1千円	7,661千円	7,662千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款 水道事業費	551,673千円	△7,596千円	544,077千円
第1項 営業費用	527,868千円	△7,596千円	520,272千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中収入第1款第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の前に「第1項 企業債」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	38,143千円	14,999千円	53,142千円
第1項 企業債	0千円	13,000千円	13,000千円
第5項 国県補助金	1千円	1,999千円	2,000千円

支 出

第1款 資本的支出	146,760千円	27,524千円	174,284千円
第1項 営業設備費	59,030千円	19,863千円	78,893千円
第2項 上水道建設改良費	1千円	7,661千円	7,662千円

第5条 予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	13,000千円	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
計	13,000千円			

令和8年6月3日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年6月 日 決

令和8年度大子町水道事業会計補正予算実施計画(第1号)
収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業費			551,673	△ 7,596	544,077	
	1 営業費用		527,868	△ 7,596	520,272	
		3 総係費		90,216	△ 7,596	82,620

令和8年度大子町水道事業会計補正予算実施計画(第1号)
資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資本的収入			38,143	14,999	53,142	
	1 企業債		0	13,000	13,000	
		1 企業債		0	13,000	13,000
	5 国県補助金		1	1,999	2,000	
		1 国庫補助金		1	1,999	2,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資本的支出			146,760	27,524	174,284	
	1 営業設備費		59,030	19,863	78,893	
		2 施設改良費		47,090	19,863	66,953
	2 上水道建設改良費		1	7,661	7,662	
		1 上水道建設改良費		1	7,661	7,662

令和 8 年度 大子町 水道事業 会計補正予算説明書 (第1号)

収益の支出

支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前	補正額	計	節		説 明
					区分	金 額	
1	水道事業費	551,673	△ 7,596	544,077			
1	営業費用	527,868	△ 7,596	520,272			
	3 総係費	90,216	△ 7,596	82,620	委託料	△ 7,600	投資・財政計画策定業務 △ 7,600
					公課費	4	4 自動車重量税等 4

令和8年度大子町水道事業会計補正予算説明書(第1号)

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款 項	目	補正前	補正額	計	節		説 明
					区分	金額	
1 資本的収入		38,143	14,999	53,142			
1 企業債		0	13,000	13,000			
	1 企業債	0	13,000	13,000	企業債	13,000	上野宮地区配水管移設 13,000
5 国県補助金		1	1,999	2,000			
	1 国庫補助金	1	1,999	2,000	国庫補助金	1,999	防災安全交付金 1,999

支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前	補正額	計	節		説 明
					区分	金額	
1 資本的支出		146,760	27,524	174,284			
1 営業設備費		59,030	19,863	78,893			
	2 施設改良費	47,090	19,863	66,953	施設改良費	6,850	相川浄水場ループシールタンク更新工事 5,445 下金沢浄水場水濁度計更新工事 1,405
					送水管、配水管	13,013	上野宮地区配水管移設工事 13,013
2 上水道建設改良費		1	7,661	7,662			
	1 上水道建設改良費	1	7,661	7,662	委託料	7,600	投資・財政計画策定 7,600
					用地補償	61	下川原ポンプ室水道用地所有権移転 61